

令和8年度 第2回銚子市子ども・子育て会議 概要

開催日時	令和8年8月18日（火） 午後1時30分から午後2時50分まで
開催場所	銚子市勤労コミュニティセンター 2階ホール
出席者	14名 加田純二会長、小関宏昌副会長、澤中光里委員、今津梨紗委員、宮内奈穂子委員、石毛敦子委員、椎名桃子委員、平幡照正委員、石橋誠行委員、石井真菜委員、石井めぐ美委員、宮内大輔委員、石毛良美委員、浅野祐一委員
欠席者	なし
事務局	8名 子育て支援課 谷杉課長、小林課長補佐、鈴木主査、小鷲副主査 学校教育課 本田課長、佐原室長 健康づくり課 山田室長、東福寺室長
議題	1. 開会 2. 議事 (1) 公立保育所再編について (2) その他 3. 閉会

1. 開会

2. 議事

(1) 公立保育所再編について

(資料1-1)「公立保育所再編について」

(資料1-2)「令和8年度第1回銚子市子ども・子育て会議 概要」

(資料1-3(1))「年齢(5歳)階級別将来推計人口(銚子市)」

(資料1-3(2))「合計特殊出生率 市町村別(市のみ抜粋)」

(資料1-4)「令和8年6月30日開催 第1回子ども・子育て会議 開催後に提出された意見書」

(資料1-5)「第1回子ども・子育て会議 意見書に対する市の見解」

(資料1-6)「銚子市公立保育所再編基本計画(案)」

事務局より説明

(質疑応答)

【施設の定員設定について】

委員 資料1-3(1)の将来推計人口を見ると、令和7年度の0～4歳児は798人だが、約15年後には509人まで減少すると示されている。この数字を踏まえると、私立保育所のように「定員の弾力性」を公立保育所でも活用し、例えば事業開始時点で100人定員とし、必要に応じて120人まで受け入れられるような運用はできないか。

現状の120人定員で進めると、令和12年度の開所時点で私立保育所に入所する子

どもが少なく、令和 22 年にはさらに減少する見込みである。仮に子育て支援策によって子どもの数が増加すれば問題はないと考えられるが、私立の保育所や幼稚園が多数存在する中で、公立保育所の定員を安易に 120 人と設定すると、私立保育所に入所する子どもの数が不足し、縮小が避けられない状況となることが懸念される。この点において、資料に記載されている『仮定員 100 名、90 名』といった選択肢について、より踏み込んで検討し、適切な定員を設定することはできないか。

事務局 私立保育所における「2 割増し」ルールは委託費に関するもので、定員の 2 割を超えて児童を受入れすると減算のペナルティがあるが、公立保育所についてはなく、制度上は定員 100 人でも 120 人以上を受け入れることが可能である。

市としても、120 人という定員が適切であるかどうかは、何年後の子どもの数を見るかによって判断が異なる部分であると認識している。資料 1-3(1)の推計では、24 年後には 0~4 歳児が 326 人となり、5 歳児を加えても 400 人程度と見込まれる。その際、公立保育所が 120 人定員であるとする、残りの約 280 人が私立保育所や認定こども園に通う形が想定される。24 年後においても現在の私立保育所 7 園が安定的に運営されていることが望ましいが、長期的な経営環境の変化等により私立保育所の数が縮小するような状況が生じた場合には、利用集中により待機児童が発生する可能性も考えられる。

このような状況も踏まえ、子どもが不足することも過剰になることもない範囲で定員を設定している。現在の 120 人という定員は「原則」であり、例えば 100 人設定として、多ければ 120 人程度を受け入れ、減ってきたら 100 人で運営し、さらに減少すれば 80 人程度で運営していくことも可能である。

【旧保育所用地の活用について】

議 長 新しい保育所を後飯町公園に建設するとして、既存の旧保育所の土地の活用方法は定まっているか。

事務局 現時点では未定である。

議 長 更地とした場合、公園の一部になる可能性はあるか。

事務局 更地にすれば、公園になる可能性は高いと考えられる。ただし、解体せず、別の用途に転用することも考えられる。

議 長 旧園舎の敷地を兼用で活用できるような可能性はあるか。例えば、保育所が時々ここを使って何か活動を行ったり、広場として利用したりすることは可能か。

事務局 売却しない限り、市有地のまま残るため、公園として整備するか否かにかかわらず、保育所が何らかの目的で利用することは可能であるとする。

【駐車場と送迎動線について】

委 員 航空写真を見ると、園舎の前に駐車場が配置されているのが気になる。子どもの安全が最優先であるため、送り迎えなどを考えると、現在の計画では問題が生じるのではないかと懸念する。

本来であれば、駐車場を整備するならば、旧園舎と同時に工事を進め、園舎完成後に旧園舎を解体して駐車場を整備するか、あるいは園舎の前に園庭を設けるなどして、

駐車場と動線を切り離すべきであるとする。

園舎の前にすぐに駐車場があるのは理想的な配置ではない。園庭や遊具スペースを設けることが理想である。費用がかかることは理解しているが、どうせ費用がかかるのであれば、同時に整備を進めた方が良いのではないかと考える。

事務局 園庭が園舎の間にあった方が、安全面で優れているという委員の意見は正しいと認識している。現状の計画では、駐車場の北側の部分に一部園庭を配置し、西側（左側）は駐車場と園舎が近い配置となるため、柵の設置等によって安全を確保しながら運営する形が考えられる。同時工事については、費用が増加する点と、新設のメリットである「一時的な代替の場所への移動が不要」という利点が失われるため、現時点では困難であるとする。

【地域連携と青年館の代替】

委員 現在、第二保育所の駐車場の前に青年館があるが、この保育所計画では青年館を取り壊す形になると理解している。青年館は現在も平日に利用者がいるようであり、時には保育行事と駐車場の利用が重なることもある。

計画書には、新設保育所の遊戯室を「地域住民の集会場所としても利用できるようにする」と記載されているが、これは青年館の代替としても保育所の遊戯室を提供するという意味合いも含まれるのか。

事務局 青年館をご利用されている方々や地域の皆様の利用頻度や利用状況を伺いながら協議を進めていく予定である。現時点では、新設保育所の遊戯室など施設の一部を年に数回程度、地域住民の集会の場として活用できるよう検討することも市としての考え方の一つとして持っている。

議長 地域との活用も見込んでいるということだが、地域の方々が利用する際は、保育所の駐車場を使用することになるか。

事務局 おそらくそうなると思われる。ただし、その際は保育所のスケジュールと調整し、利用がバッティングしないよう配慮できればと考える。

【職員向け駐車場】

委員 駐車場についてだが、保護者用と来客用を含め 20 台は確保されているとのことだが、職員用の駐車場はどのように確保されているか。

事務局 現在、職員は第二保育所の西側にある民間の駐車場を借りている。

委員 その費用は把握しているか。そうすると、やはり職員用の駐車場も整備の一環として検討すべきであるとする。例えば、新しい施設を建設し、旧園舎を解体した場所を職員用の駐車場として整備するなど、そういった対応ができないか。

職員は既に駐車場を確保されているとのことだが、もし可能であれば、より良い環境を整備することが望ましいと考える。

事務局 現在、民間で借りている駐車場代は職員個人が負担している。今年度から職員の給与制度が変わり、駐車場代として 5,000 円までが交通費として給与に含まれて支給されるようになったため、実質的な個人負担はほぼない程度であると認識している。

- 委 員 しかし、負担は生じない方が望ましいと考える。40名の職員がいるため、年間を通じて多額の費用負担となることが懸念される。改めて検討を求める。
- 委 員 先ほど他の委員より職員駐車場の件があったが、職員が40名であるとのことだが、徒歩で通勤する者はいるか。
- 事務局 第二保育所では1～2名程度が徒歩で通勤している。
- 委 員 旧園舎の場所を職員の駐車場とすることはできないか。月20万円、5年で約1,000万円かかることを考えると、解体費用なども含め、より有効な資金活用ができるのではないか。
- ある幼稚園ではロータリー形式を採用しており、子どもを迎えに来たらすぐに車で園から出ていくようにしている。駐車場もあるが、課外授業などで保護者が利用する時以外は、送り迎えはロータリーを利用してもらっている。敷地内に長く滞留することは事故にもつながると考える。
- これらの点も検討し、なるべく旧園舎である第二保育所を早めに解体し、そこを職員の駐車場とした方が良いと考える。

【現場意見の反映】

- 議 長 詳細な「整備する施設の計画」については、現場が深く関与して内容を決定しているという認識でよいのか？
- 事務局 現在の計画案は、現場の意見として「どのような部屋が必要か」ということを事前にヒアリングした上で作成した。そして、作成した計画案を現場に提示し、さらに「こうなればもっと良い」という意見を現在いただいている段階である。
- 議 長 それはいつ頃に反映される予定か。
- 事務局 8月31日までに意見をいただくことになっているため、その後反映させ、次回の資料には反映する予定である。
- 議 長 現場が最も望むもの、そして運営上困ることのない施設となるよう、最大限の配慮をお願いする。費用が増加する可能性もあるかもしれないが、より良い施設となるよう努力を重ねてほしい。

【常設プール設置の是非】

- 委 員 9ページの一番最後に、「常設のプールは設置しない。遊びのために、プールを設置するスペースを設ける。」と記載があるが、これは具体的にどのような内容か。
- 事務局 第二保育所と第四保育所には現在常設プールがない。必要な時に仮設の組み立て式プールを出して水遊びを行っている状況である。
- そのため、「プール専用の場所」を設けるという意味ではなく、仮設プールを出す場所が必要であるため、プールを設置できるスペースを確保しておくという意味である。
- 委 員 これまで常設プールの設置に関する要望はあったか。
- 事務局 「常設プールは不要」という意見が旧第三保育所などから多くあった。また、第二保育所や第四保育所からは、新たに常設プールを設置してほしいという意見はなかった。

(2) その他

特になし

3. 閉会

事務局

次回の第3回子ども・子育て会議は10月14日(水)を予定している。時間・場所が決まったら、9月中旬に通知する。